

医療法人社団 行政会 定款

第1章 名称及び事務所

第1条 本社は、医療法人社団 行政会 と称する。

第2条 本社は、事務所を 茨城県水戸市笠原町 978 番 25 に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本社は病院及び介護老人保健施設を経営し、科学的でかつ適正な医療及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第4条 本社の開設する病院及び介護老人保健施設の名称及び開設場所は次の通りとする。

医療法人社団 行政会 行政クリニック
茨城県水戸市笠原町 978 番 25

介護老人保健施設 ぎょうせい
茨城県水戸市笠原町 978 番 6

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び介護老人保健施設を経営するほか、次の業務を行う。

居宅介護支援事業所 ぎょうせい
茨城県水戸市笠原町 978 番 6

第3章 社員

第6条 本社の社員になろうとする者は、総会の承認を得なければならない。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 総会の決議
- (2) 死亡
- (3) 除名

- 2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、総会の議決を経て除名することができる。

第8条 前条に定める場合のほかやむを得ない理由があるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。

第9条 退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

第4章 資産及び会計

第10条 本社の資産は次の通りとする。

- (1) 設立時出資された財産(別紙設立財産目録)
- (2) 設立後出資又は寄附を受けた財産
- (3) その他の諸収入

- 2 本社の資産中次に掲げるものを基本財産とし、その他のものは通常財産とする。

- (1) 前項第1号及び第2号中の不動産
- (2) 前項第2号中、特に基本財産として指定された財産
- (3) 本社が取得した不動産

- 3 基本財産は、処分し又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由がある場合は、総会の決議を経て処分又は担保に供することができる。

第11条 本社の資産は、総会で定めた方法によって理事長が管理する。

第12条 資産のうち現金は、日常出納に必要なものを除き、確実な金融機関等に預託若しくは保管しなければならない。

第13条 本社の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定める。

第14条 本社の会計年度は、毎年 4月 1日に始まり翌年 3月31日に終わる。

第15条 本社の決算については、毎会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を経たうえ、総会の承認を受け、かつこれを知事に届け出なければならない。

第16条 決算の結果、剰余金を生じたときは、総会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとする。

第5章 役員

第17条 本団に次の役員を置く。

理事	3名以上7名以内
うち 理事長	1名
常務理事	2名
監事	1名

第18条 理事長及び常務理事は、理事の互選によって定める。

- 2 本団の開設する病院及び介護老人保健施設の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、茨城県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。
- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。

第19条 理事長は本団を代表し常務を総理する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときはその職務を行う。
- 3 理事は、本団の常務を処理する。
- 4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。
- 5 監事は、この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。

第20条 役員任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 任期中に新たに就任した役員に任期は、前項の規定によらず他の役員と同時に満了する。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

第6章 会議

第21条 会議は、総会及び理事会の2つとし、総会はこれを定時総会及び臨時総会とする。

第22条 定時総会は、毎年2回、3月と5月に開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときに開催する。

第23条 会議は理事長が招集し、その議長となる。

- 2 その会議を構成する社員又は役員3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかにその会議を招集しなければならない。

第24条 総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。

第25条 次の事項はそれぞれの総会の決議を経なければならない。

定時総会(3月開催)

- (1) 翌年度の事業計画及び予算の承認
- (2) 次期の理事及び監事の選任
- (3) 翌年度中の借入金額の最高限度額

定時総会(5月開催)

- (1) 前年度決算の承認
- (2) 剰余金又は損失金の処理

臨時総会(ただし、定時総会で決議することを妨げない)

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む)
- (3) 事業計画及び予算の変更
- (4) 社員の入社、退社、除名
- (5) 本団体の解散又は合併
- (6) 出資持分の払戻し又は移動
- (7) 重要な契約の締結、その他重要な事項

第26条 総会の議事は、別に定めがあるもののほか、出席社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、定款の変更、社員の除名及び解散の議決は社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意があること、また合併の議決は社員全員が出席し、全員の同意のあることが必要である。

第27条 総会の招集は、少なくとも5日前までに会議の目的たる事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名捺印した書面で社員に通知しなければならない。

- 2 総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する事項についてはこの限りでない。

第28条 社員は、総会に各1個の議決権及び選挙権を有する。

第29条 社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

- 2 代理人は、代理権を証する書面を議長に差し出さなければならない。

第30条 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使することができない。

第31条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長はこれを確実に保存しなければならない。

- (1) 開会の日時、場所
- (2) 社員又は理事の現在数
- (3) 出席社員または理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席社員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第32条 この定款に定めるもののほか、総会の議事についての細則は総会において定めることができる。

第33条 理事会の議事についての細則は、理事会において定めることができる。

第7章 定款の変更及び解散

第34条 この定款は、総会の議決を経、かつ茨城県知事の許可を得なければ変更することができない。

第35条 本団体が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員のうちからこれを選任することができる。

第36条 本団体が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。

第8章 雑則

第37条 本団体の公告は官報に掲示する。

付則

第38条 本団体の設立当時の役員任期は、第21条の規定にかかわらず、昭和54年3月31日をもって満了する。